

大阪府健康づくり優良団体表彰実施要領【地域】

(名称)

第一条 大阪府健康づくり優良団体表彰は、「大阪府健康づくりアワード(地域)」と称する。

(目的)

第二条 健康おおさか21推進府民会議では、すべての大阪府民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指す府民運動を行っている。

府民会議において、府域での自主的、主体的な健康づくり活動の奨励・普及を図るために、地域で活動を積極的に行っている団体を表彰する「大阪府健康づくりアワード」を実施する。

(実施機関)

第三条 健康おおさか21推進府民会議及び大阪府

(表彰の対象)

第四条 表彰の対象は、活動拠点及び活動領域が大阪府内にある地域の団体であり、次の各号の基準すべてに該当するものとする。

- 一 健康づくりのための活動、または健康づくりを推進する社会環境整備の取組み（食環境整備、運動環境整備など）を最低3年以上継続しているとともに、今後の発展・充実が認められるものであること。
- 二 幅広い年齢層での活動が認められているか、または、その活動が広く地域に浸透していること。
- 三 過去5年間に、重大悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたことがないこと。

(表彰分野)

第五条 第四条の健康づくりとは、次のいずれかにあてはまるものとする。

- 一 栄養・食生活
- 二 身体活動・運動
- 三 たばこ対策
- 四 健診（検診）
- 五 歯と口の健康
- 六 休養・こころの健康
- 七 その他、府民の健康づくりに寄与するものと会長が認めた取組み

(応募方法)

第六条 候補者の応募方法は次に掲げるものとする。

- 一 自薦

地域の団体自らの応募による。

二 他薦

市町村・保健所・各団体等からの推薦による。

(選考と決定)

第七条 表彰は、第四条に基づく応募団体の中から、健康おおさか21推進府民会議の代表者等で構成する委員の選考により決定する。

(表彰の方法)

第八条 表彰は、表彰状を授与して行い、これに副賞を付すことができる。

(表彰の取り消し)

第九条 被表彰団体が著しく不当な行為を行い、被表彰団体として適当でないと認められるときは、表彰を中止し、又はすでに行った表彰を取り消すことができる。この場合において、表彰を取り消した団体に対しては、すでに受領した表彰状等の返還を求めることができる。

(表彰結果の公表)

第十条 表彰された取組みについては、健康おおさか21推進府民会議や各団体等のホームページなどで健康づくりに取組む好事例として公表し、地域での取組みを推進する。

(その他)

第十一条 この要領に定めるもののほか、大阪府健康づくりアワードの実施について必要な事項は、健康おおさか21推進府民会議事務局（大阪府健康医療部保健医療室健康づくり課）において別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年7月1日から施行する。